

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の設置について

設置趣旨

ケアハウス市立船橋長寿園は地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者により運営されています。令和4年3月で現指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を選定する必要があります。

指定管理者は、民間の活力やノウハウの活用による質の高い市民サービスを提供する観点から、広く公募により選定することが望ましいとされている一方、いかにして本市が望む条件を満たす指定管理者を選定するかが課題となっております。

このため、指定管理者の選定にあたり、専門的な観点から評価・検討するとともに、選定過程の透明性・公平性を図るため選定委員会を設置します。

目 標

- ・ 選定のプロセスの透明性・公平性を確保すること
- ・ 民間の創意工夫が発揮されるよう努めること
- ・ 客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案をした事業者を選定すること

スケジュール

第1回選定委員会（5月17日）

募集要項の決定

選定方法・選定基準の決定

書面審査（事前審査）（8月下旬から9月上旬）

各選定委員による書面審査の事前審査

第2回選定委員会（9月中旬から下旬）

書面審査

書面審査の合格者の決定

第3回選定委員会（10月上旬から中旬）

面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

指定管理者候補者及び次順位者の決定